

## 登別市施設入所者就職支度金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市施設入所者就職支度金支給事業（以下「施設入所者就職支度金支給事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 施設入所者就職支度金支給事業の実施主体は、登別市とする。

### (支給対象者)

第3条 就職支度金の支給の対象者は、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった身体障害者とする。

### (支給手続)

第4条 就職支度金を受給しようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市就職支度金給付申請書（別記様式第1号）に雇用先の採用証明書又は自営の事業計画書等受給に関する証明書を付して登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容が適正であることを確認のうえ、支給手続を行うものとする。

3 申請者は、就職支度金の支給手続及びその受領を施設の長に委任することができる。

### (支給額)

第5条 就職支度金の額は、3万円とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

### 附 則（平成18年訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

### 附 則（平成24年訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年訓令第13号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

登別市就職支度金給付申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

施設の所在地

施設名

氏名

生年月日 年 月 日（ 歳）

私、次のとおり就職支度金の給付を申請します。

身体障害者手帳	番 号	交 付 年 月 日	
	第 号	年 月 日	
障 害 名		障害等級	
申 請 内 容	利 用 期 間	就労移行支援事業・就労継続支援事業 年 月 日～ 年 月 日	
	請 求 額	金30,000円	
	自 立 の 概 要		
備考			